

主 題	対馬市で管内の建設業者に対する説明会を開催しました		
実施日	平成 25 年 11 月 26 日	開催場所	長崎県建設業協会対馬支部 会議室
参加人員	22 社 (25 名) 対馬労働基準監督署 (2 名)	主 催	対馬労働基準監督署

### 説明会開催の目的 (趣旨)

監督署におきましては、日頃から建設現場や各事業場を訪問して、安全衛生管理や労務管理等が適正に行われているかを確認させていただいていますが、昨今、管内の建設業事業場においては、労働条件明示や 36 協定届等の基本的な労働条件の枠組み、労働時間の把握や残業に対する割増賃金の支払い等の労働時間管理や健康診断の実施等について不備のある事業場が散見されることから、労働基準法や労働安全衛生法の規定 (基本的事項) についてあらためて説明することにより、各事業場における適正な労務管理に役立てていただくため。

### 説明会の概要

対馬市内の建設業社 22 社 (25 名) に出席いただき、各種資料を用いて、採用、就労及び退職の 3 つの時期に分けて、法規定内容や作成すべき書類等について説明しました。

具体的には、労働基準法に関しては、労働条件の書面による明示、賃金や割増賃金 (時間外・深夜・休日) の支払い、法定労働時間や労働時間の適正な把握等 (36 協定届も含む)、解雇手続きや退職証明のほか労働者名簿や賃金台帳の作成について説明しました。

また、労働安全衛生法に関しては、定期健康診断の実施と個人票の作成、労働者死傷病報告と労災かくし等について説明しました。なお、定期健康診断に関しては、市町が実施する「特定健診」では項目が不十分であることを付け加えて説明しました。



対馬労働基準監督署におきましては、今後も、事業場訪問や説明会の実施等により、建設業にお

ける労働条件の確保・改善等に向け一層努めてまいります。

各事業場におかれましても、あらためて労務管理状況等について点検いただき、適正な労務管理への取り組みをさらに前進していただきますようお願いいたします。

なお、壱岐市におきましても同様の説明会を実施する予定です。